

堺市公報 第206号	令和4年2月18日発行
	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について	3
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について	4
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の休止について	5
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について	6
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について	6
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について	7
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称	

変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の名称変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	12
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	12
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	13
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第65条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の辞退について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	14
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	14
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	15
○道路法に基づく府道及び市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	18
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【総務局行政部総務サービス課】	20
○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農地課】	21

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 35

＜上下水道局公告＞

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について

【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 35

告 示

堺市告示第35号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年2月18日

堺市長 永 藤 英 機

1 歯科

名称	所在地	指定年月日
ジョイパーク泉ヶ丘かただ歯科	堺市南区三原台1-1-3 ジョイパーク泉ヶ丘2階	令和3年12月1日
小瀬歯科医院	堺市東区日置荘原寺町104-3	令和3年10月25日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日

アイン薬局堺東店	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 南海堺東ビル8階	令和3年12月1日
アカカベ薬局深阪店	堺市中区深阪2-11-43	令和4年1月1日
のぞみ薬局美原店	堺市美原区黒山419-6	令和3年12月1日

3 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
ほのか訪問看護ステーション	堺市堺区今池町1-2-10 01号室	令和3年12月1日
ふれ愛訪問看護ステーション	堺市西区鳳中町4-121-5 302	令和4年1月1日

堺市告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年2月18日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
青笹内科クリニック	堺市中区深井清水町3985 HS深井ビル2階	令和3年12月29日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
かただ歯科	堺市南区三原台1-1-3 ジョイパーク泉ヶ丘3階	令和3年11月30日
小瀬歯科医院	堺市東区日置荘原寺町104-3	令和3年10月24日

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
アイン薬局堺東店	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 南海堺東ビル8階	令和3年11月30日
のぞみ薬局美原店	堺市美原区黒山419-6	令和3年11月30日

4 訪問看護

名称	所在地	廃止年月日
看護クラーク堺訪問看護ステーション	堺市北区長曾根町3019-8 寺西コンパクトオフィスF号	平成29年11月30日
D-PLUS訪問看護ステーション	堺市中区深井清水町3832 3F	令和3年12月31日

~~~~~

### 堺市告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年2月18日

堺市長 永藤英機

| 名称      | 所在地          | 休止年月日      |
|---------|--------------|------------|
| 土井クリニック | 堺市南区三原台4-1-7 | 令和3年12月31日 |

堺市告示第38号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年2月18日

堺市長 永藤英機

| 変更前の名称        | 変更後の名称        | 所在地         | 変更年月日    |
|---------------|---------------|-------------|----------|
| アクト訪問看護ステーション | ルート訪問看護ステーション | 堺市堺区大仙中町1-7 | 令和4年2月1日 |

堺市告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年2月18日

堺市長 永 藤 英 機

| 名称             | 変更前の所在地                     | 変更後の所在地       | 変更年月日     |
|----------------|-----------------------------|---------------|-----------|
| はるの訪問看護ステーション  | 堺市堺区大町東1-1-2 ATOMIC BLD. 5F | 堺市堺区大町東3-1-12 | 令和3年10月1日 |
| 訪問看護ステーションあおぞら | 堺市堺区榎元町3-2-8 加賀ハイツ210号      | 堺市堺区七条通2-13   | 令和3年9月1日  |

堺市告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年2月18日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類        | 事業所名称    | 所在地           | 廃止年月日       |
|--------------|----------|---------------|-------------|
| 居宅療養管理指導     | 木田産婦人科医院 | 堺市西区神野町2-14-1 | 平成13年11月28日 |
| 訪問リハビリテーション  | 木田産婦人科医院 | 堺市西区神野町2-14-1 | 平成13年11月28日 |
| 訪問看護         | 木田産婦人科医院 | 堺市西区神野町2-14-1 | 平成13年11月28日 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | のぞみ薬局美原店 | 堺市美原区黒山419-6  | 令和3年11月30日  |

|                  |             |                 |            |
|------------------|-------------|-----------------|------------|
| 居宅療養管理指導         | のぞみ薬局美原店    | 堺市美原区黒山419-6    | 令和3年11月30日 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 街かどケアホームまなか | 堺市堺区緑ヶ丘中町1-4-25 | 令和3年3月31日  |
| 認知症対応型共同生活介護     | 街かどケアホームまなか | 堺市堺区緑ヶ丘中町1-4-25 | 令和3年3月31日  |

堺市告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年2月18日

堺市長 永藤英機

| 事業の種類    | 変更前の名称        | 変更後の名称        | 所在地         | 変更年月日    |
|----------|---------------|---------------|-------------|----------|
| 介護予防訪問看護 | アクト訪問看護ステーション | ルート訪問看護ステーション | 堺市堺区大仙中町1-7 | 令和4年2月1日 |
| 訪問看護     | アクト訪問看護ステーション | ルート訪問看護ステーション | 堺市堺区大仙中町1-7 | 令和4年2月1日 |

堺市告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び

特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年2月18日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類      | 名称             | 変更前の所在地                      | 変更後の所在地               | 変更年月日      |
|------------|----------------|------------------------------|-----------------------|------------|
| 訪問看護       | 訪問看護ステーションあおぞら | 堺市堺区榎元町3-2-8 加賀ハイツ210号       | 堺市堺区七条通2-13           | 令和3年9月1日   |
| 介護予防訪問看護   | 訪問看護ステーションあおぞら | 堺市堺区榎元町3-2-8 加賀ハイツ210号       | 堺市堺区七条通2-13           | 令和3年9月1日   |
| 介護予防訪問看護   | はるの訪問看護ステーション  | 堺市堺区大町東1-1-2 ATO MIC BLD. 5F | 堺市堺区大町東3-1-12         | 令和3年10月1日  |
| 訪問看護       | はるの訪問看護ステーション  | 堺市堺区大町東1-1-2 ATO MIC BLD. 5F | 堺市堺区大町東3-1-12         | 令和3年10月1日  |
| 介護予防訪問サービス | ヘルパーステーション光彩   | 堺市堺区南向陽町1-1-15               | 堺市堺区中向陽町2-1-13 三橋ビル2F | 令和3年10月15日 |
| 訪問介護       | ヘルパーステーション光彩   | 堺市堺区南向陽町1-1-15               | 堺市堺区中向陽町2-1-13 三橋ビル2F | 令和3年10月15日 |
| 介護予防訪問サービス | はるのヘルパーステーション  | 堺市堺区大町東1-1-2 ATO MIC BLD. 5F | 堺市堺区大町東3-1-12         | 令和3年10月1日  |

|                |                             |                                        |                                   |                |
|----------------|-----------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------|----------------|
| 訪問介護           | はるのヘルパー<br>ステーション           | 堺市堺区大町東1<br>-1-2 ATO<br>MIC BLD.<br>5F | 堺市堺区大町東3<br>-1-12                 | 令和3年10月<br>1日  |
| 介護予防訪問<br>サービス | やすらぎ倶楽部<br>ヘルパーステー<br>ション咲楽 | 堺市中区土塔町20<br>44-44                     | 堺市中区土塔町20<br>44-60                | 令和3年11月<br>1日  |
| 訪問介護           | やすらぎ倶楽部<br>ヘルパーステー<br>ション咲楽 | 堺市中区土塔町20<br>44-44                     | 堺市中区土塔町20<br>44-60                | 令和3年11月<br>1日  |
| 介護予防訪問<br>サービス | やすらぎ倶楽部<br>ヘルパーステー<br>ション咲楽 | 堺市中区深井沢町<br>3284 安田ビル7<br>階            | 堺市中区土塔町20<br>44-44                | 令和3年3月<br>1日   |
| 訪問介護           | やすらぎ倶楽部<br>ヘルパーステー<br>ション咲楽 | 堺市中区深井沢町<br>3284 安田ビル7<br>階            | 堺市中区土塔町20<br>44-44                | 令和3年3月<br>1日   |
| 訪問介護           | ケアサポートお<br>はな               | 堺市中区深井北町<br>757-3 レグル<br>ス深井305        | 堺市中区深井中町<br>761-3                 | 令和3年10月<br>20日 |
| 介護予防訪問<br>サービス | ケアサポートお<br>はな               | 堺市中区深井北町<br>757-3 レグル<br>ス深井305        | 堺市中区深井中町<br>761-3                 | 令和3年10月<br>20日 |
| 介護予防訪問<br>サービス | つくしケアセン<br>ター               | 堺市中区辻之1147<br>-29 2F                   | 堺市東区日置荘原<br>寺町46-2 堺グ<br>ランセ101号室 | 令和3年11月<br>1日  |
| 訪問介護           | つくしケアセン<br>ター               | 堺市中区辻之1147<br>-29 2F                   | 堺市東区日置荘原<br>寺町46-2 堺グ<br>ランセ101号室 | 令和3年11月<br>1日  |
| 介護予防訪問<br>サービス | ケアステーショ<br>ンナオビック           | 堺市北区百舌鳥赤<br>畑町4-330-1                  | 堺市西区鳳西町2<br>-80-1                 | 令和3年12月<br>1日  |
| 訪問介護           | ケアステーショ<br>ンナオビック           | 堺市北区百舌鳥赤<br>畑町4-330-1                  | 堺市西区鳳西町2<br>-80-1                 | 令和3年12月<br>1日  |

堺市告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年2月18日

堺市長 永 藤 英 機

1 あんま・マッサージ

| 施術者   | 施術所名           | 所在地           | 指定年月日     |
|-------|----------------|---------------|-----------|
| 山中 雅矩 | ラクナル訪問マッサージ治療院 | 堺市北区黒土町113-24 | 令和4年1月4日  |
| 小谷 肇  | 竹下鍼灸院          | 堺市中区土塔町3212   | 令和3年12月6日 |

2 はり・きゅう

| 施術者   | 施術所名                    | 所在地             | 指定年月日     |
|-------|-------------------------|-----------------|-----------|
| 吉田 紀行 | 訪問鍼灸マッサージKEiROW堺北ステーション | 堺市北区長曾根町633-102 | 令和4年1月1日  |
| 藤原 美希 | 訪問鍼灸マッサージKEiROW堺北ステーション | 堺市北区長曾根町633-102 | 令和4年1月1日  |
| 山中 雅矩 | ラクナル訪問マッサージ治療院          | 堺市北区黒土町113-24   | 令和4年1月4日  |
| 竹下 雄平 | 竹下鍼灸院                   | 堺市中区土塔町3212     | 令和4年1月14日 |

3 柔道整復

| 施術者   | 施術所名    | 所在地              | 指定年月日     |
|-------|---------|------------------|-----------|
| 脇田 華穂 | クレーレ整骨院 | 堺市北区東浅香山町3-15-15 | 令和3年12月1日 |

堺市告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年2月18日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

| 施術者   | 変更前の名称  | 変更後の名称 | 所在地         | 変更年月日     |
|-------|---------|--------|-------------|-----------|
| 竹下 雄平 | 竹下鍼灸治療院 | 竹下鍼灸院  | 堺市中区土塔町3212 | 令和4年1月13日 |

堺市告示第45号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和4年2月18日

堺市長 永藤英機

| 医療機関名 | 医療機関所在地 | 種別 | 指定年月日 |
|-------|---------|----|-------|
|       |         |    |       |

|                            |                             |        |           |
|----------------------------|-----------------------------|--------|-----------|
| つなぐ在宅内科クリニック               | 堺市北区百舌鳥赤畑町3-204-3           | 病院・診療所 | 令和3年11月1日 |
| ウエルシア薬局 堺深井清水町店            | 堺市中区深井清水町3283               | 薬局     | 令和3年11月1日 |
| うえしまメンタルクリニック              | 堺市南区三原台1-1-3<br>ジョイパーク泉ヶ丘2階 | 病院・診療所 | 令和3年12月1日 |
| キリン薬局 堺中店                  | 堺市中区新家町589-7                | 薬局     | 令和3年12月1日 |
| ココカラファイン薬局<br>クリニックパーク泉ヶ丘店 | 堺市南区三原台1-1-3<br>ジョイパーク泉ヶ丘2階 | 薬局     | 令和3年12月1日 |
| のぞみ薬局美原店                   | 堺市美原区黒山419-6                | 薬局     | 令和3年12月1日 |
| アイン薬局堺東店                   | 堺市堺区三国ヶ丘御幸通59番地<br>南海堺東ビル8階 | 薬局     | 令和3年12月1日 |
| 心訪問看護ステーション                | 堺市東区北野田617-9 ロ<br>ハルビル      | 訪問看護   | 令和3年12月1日 |
| ほのか訪問看護ステーション              | 堺市堺区今池町1-2-10<br>01号室       | 訪問看護   | 令和3年12月1日 |

堺市告示第46号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和4年2月18日

堺市長 永藤英機

| 医療機関名    | 医療機関所在地                       | 種別 | 更新年月日     |
|----------|-------------------------------|----|-----------|
| サン薬局 深井店 | 堺市中区深井清水町3985 H<br>S深井ビル3階B号室 | 薬局 | 令和3年12月1日 |

|                  |                       |        |           |
|------------------|-----------------------|--------|-----------|
| 訪問看護ステーション Z i P | 堺市中区東山43-1            | 訪問看護   | 令和3年12月1日 |
| 中内こどもクリニック       | 堺市北区百舌鳥西之町2-53<br>3-1 | 病院・診療所 | 令和4年1月1日  |
| ぽかぽかこころクリニック     | 堺市東区南野田327-5          | 病院・診療所 | 令和4年1月1日  |
| まどか薬局 大庭寺店       | 堺区南区大庭寺778-10         | 薬局     | 令和4年1月1日  |
| 関西調剤薬局 福田店       | 堺市中区福田549-7           | 薬局     | 令和4年1月1日  |
| 八十薬局             | 堺市堺区三条通1-1            | 薬局     | 令和4年1月1日  |
| ドクトル薬局           | 堺市北区百舌鳥梅町1-9-13       | 薬局     | 令和4年1月1日  |
| もず薬局             | 堺市北区百舌鳥梅北町5-44<br>8   | 薬局     | 令和4年1月1日  |

堺市告示第47号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退があったので、同法第69条第3号の規定により告示する。

令和4年2月18日

堺市長 永藤英機

| 医療機関名       | 医療機関所在地           | 種別     | 辞退年月日      |
|-------------|-------------------|--------|------------|
| 重田メンタルクリニック | 堺市北区宮本町4-3 奥野ビル2階 | 病院・診療所 | 令和3年12月31日 |

堺市告示第48号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和4年2月18日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分  | 医療機関名              | 医療機関所在地                    | 種別   | 変更年月日     |
|-----|--------------------|----------------------------|------|-----------|
| 変更前 | ゆう訪問看護ステーション       | 堺市美原区北余部45-23 ヤマイチ貸ビル3階    | 訪問看護 | 令和3年5月1日  |
| 変更後 |                    | 堺市美原区北余部390-2              |      |           |
| 変更前 | innocent訪問看護ステーション | 堺市中区新家町539-1 アクアフィールド112号室 | 訪問看護 | 令和元年6月1日  |
| 変更後 |                    | 堺市中区学園町3-10                |      |           |
| 変更前 | 訪問看護ステーションみやび      | 堺市北区金岡町2214-2              | 訪問看護 | 令和4年1月11日 |
| 変更後 |                    | 堺市北区金岡町2302-1              |      |           |

堺市告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

堺市長 永 藤 英 機

1 道路の種類 市道

- 2 路 線 名 別紙調書のとおり
  
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
  
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

| 路線名      | から<br>区間<br>まで  | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考    |
|----------|-----------------|--------|--------------|-------|-------|
|          |                 |        | 幅員m          | 延長m   |       |
| 香ヶ丘今池4号線 | 堺区香ヶ丘町5丁71番21地先 | 旧      | 7.99         | 6.00  | 加0054 |
|          | 堺区香ヶ丘町5丁71番3地先  | 新      | 7.99         | 6.00  |       |
| 香ヶ丘6号線   | 堺区香ヶ丘町5丁54番地先   | 旧      | 6.00<br>6.00 | 30.80 | 加0061 |
|          | 堺区香ヶ丘町5丁53番地先   | 新      | 6.00<br>7.50 | 30.80 |       |



堺市告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦  
覧に供する。

令和4年2月18日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 府道及び市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

| 路線名   | から<br>区間<br>まで                 | 旧<br>新 | 敷地の            |       | 備考    |
|-------|--------------------------------|--------|----------------|-------|-------|
|       |                                |        | 幅員m            | 延長m   |       |
| 堺富田林線 | 美原区平尾2258番1地先<br>美原区平尾2258番1地先 | 旧      | 9.59<br>9.81   | 32.75 | F0035 |
|       |                                | 新      | 10.70<br>11.52 |       |       |
| 高松2号線 | 東区高松298番4地先<br>東区高松298番4地先     | 旧      | 6.80           | 2.90  | 70109 |
|       |                                | 新      | 6.80           |       |       |

公 告

堺市公告第90号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年2月18日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
堺市職員情報システム改修業務（共済組合法等改正対応） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
総務局行政部総務サービス課  
堺市堺区甲斐町東3丁2番6号 堺市保健医療センター内4階
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年1月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通Japan株式会社 大阪第一統括ビジネス部  
統括部長 服部 拓  
大阪府大阪市中央区城見2丁目2番6号 関西システムラボラトリ
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥66,345,537－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号



堺市公告第91号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年2月18日

堺市長 永藤英機

令和3年度 第11号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和4年2月3日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)    |       |        | 利用権を設定する農地 |      |                     |                 | 利用権を設定する者(貸手)  |                   | 設定する利用権 |          |           |       |          |
|--------------------|-------|--------|------------|------|---------------------|-----------------|----------------|-------------------|---------|----------|-----------|-------|----------|
| 住所                 | 氏名    | 所在     | 地番         | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所              | 氏名             | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容      | 始期       | 終期        | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市南区鳴谷台1丁43番4号     | 伊藤 武  | 南区美木多上 | 2732-1     | 田    | 714                 | 堺市南区原山台5丁13番57号 | 西田 尚子          | 使用貸借による権利(解除条件付)  | 畑として利用  | 令和4年3月1日 | 令和7年2月28日 | -     | -        |
| 堺市南区和田東1004番地3     | 藤原 良光 | 南区豊田   | 705        | 田    | 740                 | 堺市南区和田東1004番地1  | 藤原 達弘          | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和4年3月1日 | 令和7年2月28日 | -     | -        |
| 堺市中区辻之1118番地8      | 木村 勇  | 中区辻之   | 1072       | 田    | 499                 | 堺市中区辻之62番地      | 土山 和英          | 使用貸借による権利         | 畑として利用  | 令和4年3月1日 | 令和7年2月28日 | -     | -        |
| 大阪府和泉市光明台2丁目38番11号 | 山本 隆弘 | 西区草部   | 510-1      | 田    | 1,587               | 堺市西区草部60番地      | 石田 真人          | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和4年4月1日 | 令和7年3月31日 | -     | -        |
|                    |       |        | 512        | 田    | 1,183               |                 |                |                   |         |          |           |       |          |
|                    |       |        | 513        | 田    | 889                 |                 |                |                   |         |          |           |       |          |
| 堺市美原区菅生178番地101    | 杉田 高歳 | 美原区平尾  | 493        | 田    | 823                 | 堺市東区草尾1175番地    | 西尾 充子          | 使用貸借による権利         | 畑として利用  | 令和4年4月1日 | 令和7年3月31日 | -     | -        |
| 堺市美原区小寺788番地       | 松川 敏弘 | 美原区小寺  | 93         | 田    | 955                 | 堺市東区八下町3丁97番地   | 岡本 和憲          | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和4年5月1日 | 令和7年4月30日 | -     | -        |
| 堺市美原区小寺788番地       | 松川 敏弘 | 美原区小寺  | 337-1      | 田    | 646                 | 堺市東区八下町3丁96番地   | 岡本 悦二<br>岡本 久子 | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和4年5月1日 | 令和7年4月30日 | -     | -        |
|                    |       |        | 337-2      | 田    | 646                 |                 |                |                   |         |          |           |       |          |
| 堺市北区金岡町2239番地      | 芝尾 健  | 北区金岡町  | 2472-1     | 田    | 575                 | 堺市北区金岡町776番地    | 花澤 勉           | 使用貸借による権利         | 畑として利用  | 令和4年5月1日 | 令和7年4月30日 | -     | -        |
| 堺市北区金岡町2239番地      | 芝尾 健  | 北区金岡町  | 2501       | 田    | 849                 | 堺市堺区向陵中町4丁1番25号 | 播磨 順一          | 使用貸借による権利         | 田として利用  | 令和4年5月1日 | 令和7年4月30日 | -     | -        |
|                    |       |        | 2515-2     | 田    | 697                 |                 |                |                   |         |          |           |       |          |

| 利用権の設定を受ける者(借手)                        |        | 利用権を設定する農地 |              |          |                   | 利用権を設定する者(貸手)                                                                                     |                | 設定する利用権                   |            |          |           |           |                             |
|----------------------------------------|--------|------------|--------------|----------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------------|------------|----------|-----------|-----------|-----------------------------|
| 住所                                     | 氏名     | 所在         | 地番           | 現況<br>地目 | 地積<br>(㎡)         | 住所                                                                                                | 氏名             | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容         | 始期       | 終期        | 借賃<br>(円) | 借賃の支<br>払い方法                |
| 堺市東区高松2<br>27番地2 シティ<br>パーク北野田71<br>4号 | 明地 克博  | 北区野遠町      | 224-3        | 田        | 191               | 堺市美原区今井<br>452番地                                                                                  | 柳下 文彦          | 使用貸借によ<br>る権利             | 畑とし<br>て利用 | 令和4年5月1日 | 令和7年4月30日 | -         | -                           |
|                                        |        |            |              |          |                   |                                                                                                   |                |                           |            |          |           |           |                             |
| 堺市中区土師町<br>2丁11番20号                    | 岡田 博司  | 東区北野田      | 796          | 田        | 952               | 堺市中区福田5<br>80番地1                                                                                  | 福井 保           | 使用貸借によ<br>る権利             | 畑とし<br>て利用 | 令和4年5月1日 | 令和7年4月30日 | -         | -                           |
|                                        |        |            |              |          |                   |                                                                                                   |                |                           |            |          |           |           |                             |
| 堺市東区草尾4<br>61番地1                       | 池野 真妃  | 東区草尾       | 466<br>467-2 | 畑        | 942<br>239        | 大阪府大阪狭山<br>市山本東604番<br>地の1                                                                        | 池野 敏彦          | 使用貸借によ<br>る権利             | 畑とし<br>て利用 | 令和4年5月1日 | 令和7年4月30日 | -         | -                           |
|                                        |        |            |              |          |                   |                                                                                                   |                |                           |            |          |           |           |                             |
| 堺市南区和田東<br>954番地3 オー<br>スター1番館302<br>号 | 紀ノ本 正基 | 西区菱木3丁     | 2630-<br>1   | 田        | 820の<br>うち<br>554 | 堺市西区菱木3<br>丁2639番地1                                                                               | 床山 文彦          | 賃貸借による<br>権利              | 畑とし<br>て利用 | 令和4年5月1日 | 令和7年4月30日 | 12,000    | 毎年未ま<br>でに貸手<br>指定口座<br>に振込 |
|                                        |        |            |              |          |                   |                                                                                                   |                |                           |            |          |           | 856       |                             |
| 堺市南区稲葉2<br>丁1737番地                     | 寺山 久   | 南区大庭寺      | 166-2        | 田        | 876               | 堺市南区和<br>田4<br>86番地9<br>堺市南区豊<br>田9<br>12番地2<br>堺市西区上<br>530<br>番地<br>大阪府松原市上<br>田8丁目7番1-<br>903号 | 川崎 憲司          | 使用貸借によ<br>る権利             | 田とし<br>て利用 | 令和4年5月1日 | 令和7年4月30日 | -         | -                           |
|                                        |        |            |              |          |                   |                                                                                                   | 川崎 康子          |                           |            |          |           |           |                             |
|                                        |        |            |              |          |                   |                                                                                                   | 本田 恭子<br>一柳 榮子 |                           |            |          |           |           |                             |
| 堺市南区稲葉2<br>丁1737番地                     | 寺山 久   | 南区大庭寺      | 23-1         | 田        | 1,457             | 堺市南区小代2<br>06番地1                                                                                  | 大仲 茂樹          | 使用貸借によ<br>る権利             | 田とし<br>て利用 | 令和4年5月1日 | 令和7年4月30日 | -         | -                           |
|                                        |        |            |              |          |                   |                                                                                                   |                |                           |            |          |           |           |                             |
| 堺市中区深阪6<br>丁16番3号                      | 樋川 重廣  | 南区大庭寺      | 301          | 田        | 836               | 堺市中区深井中<br>町360番地1                                                                                | 北田 清           | 使用貸借によ<br>る権利             | 田とし<br>て利用 | 令和4年5月1日 | 令和7年4月30日 | -         | -                           |

| 利用権の設定を受ける者(借手)            |       | 利用権を設定する農地 |            |          |                     | 利用権を設定する者(貸手)       |        | 設定する利用権                   |            |          |           |           |              |
|----------------------------|-------|------------|------------|----------|---------------------|---------------------|--------|---------------------------|------------|----------|-----------|-----------|--------------|
| 住所                         | 氏名    | 所在         | 地番         | 現況<br>地目 | 地積<br>(㎡)           | 住所                  | 氏名     | 利用権の種類<br>及び適用され<br>る共通事項 | 内容         | 始期       | 終期        | 借賃<br>(円) | 借賃の支<br>払い方法 |
| 堺市南区稲葉2<br>丁1738番地         | 寺山 忠夫 | 南区稲葉1丁     | 3055-<br>1 | 田        | 1,198<br>のうち<br>874 | 堺市南区稲葉1<br>丁3055番地1 | 寺山 喜代司 | 使用貸借によ<br>る権利             | 畑とし<br>て利用 | 令和4年5月1日 | 令和7年4月30日 | -         | -            |
|                            |       |            | 1579-<br>1 | 田        | 178                 |                     |        |                           |            |          |           |           |              |
|                            |       |            | 1579-<br>2 | 田        | 350                 |                     |        |                           |            |          |           |           |              |
| 堺市南区茶山台<br>2丁1番27-10<br>1号 | 山田 晋也 | 南区畑        | 1579-<br>3 | 田        | 142                 | 堺市南区畑245<br>番地1     | 森 勝彦   | 使用貸借によ<br>る権利             | 田とし<br>て利用 | 令和4年5月1日 | 令和7年4月30日 | -         | -            |
|                            |       |            | 1590       | 田        | 168                 |                     |        |                           |            |          |           |           |              |
|                            |       |            | 1591       | 田        | 472                 |                     |        |                           |            |          |           |           |              |
|                            |       |            | 1592       | 田        | 62                  |                     |        |                           |            |          |           |           |              |
|                            |       |            | 1593       | 田        | 776                 |                     |        |                           |            |          |           |           |              |

1 利用権設定各筆明細(農地中間管理事業分)

| 利用権の設定を受ける者(借手)    |                | 利用権を設定する農地 |     |      | 利用権を設定する者(貸手)       |                  |                |                        | 設定する利用権 |          |           |       |         |
|--------------------|----------------|------------|-----|------|---------------------|------------------|----------------|------------------------|---------|----------|-----------|-------|---------|
| 住所                 | 氏名             | 所在         | 地番  | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所               | 氏名             | 利用権の種類及び適用される共通事項      | 内容      | 始期       | 終期        | 借賃(円) | 借賃の支払方法 |
| 大阪府中央区南本町2丁目1番8号   | 一般財団法人大阪府みどり公社 | 西区太平寺      | 238 | 畑    | 1,120               | 堺市中区深阪6丁目19番37号  | 藤原 利夫          | 使用貸借による権利・農地中間管理事業共通事項 | 畑として利用  | 令和4年3月1日 | 令和9年2月28日 | -     | -       |
| 大阪府東住吉区桑津3丁目10番13号 | 村上 政徳          |            |     |      |                     | 大阪府中央区南本町2丁目1番8号 | 一般財団法人大阪府みどり公社 |                        |         |          |           |       |         |

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 賃貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

|                     |
|---------------------|
| 解除条件付<br>(法 18-2-6) |
|---------------------|

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 農地中間管理事業

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

## (9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

## (10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

## (11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| —          | —                          | —                            | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容      | 備 考 |
|---------|--------------|-----|
| 水利費     | 水利費は転借人が負担する | —   |

## 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

## (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

## (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

## (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

## (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

## (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

## (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

## (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|--------------------------|----------------------------|----|
| —          | —                        | —                          | —  |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容      | 備考 |
|---------|--------------|----|
| 水利費     | 水利費は転借人が負担する | —  |



堺市公告第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年2月18日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市東区日置荘北町三丁57番2から57番10まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市東区白鷺町一丁16番23号  
忠建工営株式会社  
代表取締役 林 勝行

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第41号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号の規定により、次のとおり公告する。

令和4年2月18日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1420号  
廃 止 年 月 日 令和4年1月28日  
事 業 者 の 名 称 増田 龍寛  
事 業 者 の 住 所 大阪狭山市西山台1丁目7番5号

事業所の名称 増田工建  
事業所の所在地 大阪狭山市西山台1丁目7番5号